

行田市同和教育基本方針

2018年12月 改定

行田市教育委員会

目 次

第 1	基本方針改定の趣旨	1
第 2	同和教育の経過と現状	2
1	国・県における取組	2
2	本市における取組	4
第 3	同和教育の基本的方向	5
1	基本方針	5
2	同和教育の法的根拠等	5
	(1) 同和教育の法的根拠	5
	(2) 同和教育推進の根拠	6
第 4	学校同和教育のあり方	6
1	就学保障について	6
2	学力保障について	7
3	進路保障について	7
4	同和問題学習について	7
5	学校同和教育の推進体制の整備について	8
第 5	社会同和教育のあり方	9
1	同和問題学習の推進について	9
2	地域住民の教育・文化の向上について	9
3	仲間づくりを目指した集会所学級について	10
4	交流の促進について	10
5	推進体制及び指導者の養成について	11
6	関係機関等との連携について	11

第 6	実効性の確保について	1 1
-----	----------------------	-----

第 1 基本方針改定の趣旨

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題で、憲法が保障する基本的人権に関わる問題です。この問題の解決は、行政の責務としてあるとともに、国民的課題でもあります。

このため、国においては、昭和44年(1969年)に「同和对策事業特別措置法」を施行しました。その後、平成14年(2002年)3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」をもって33年間続いた国の特別対策が終了しました。

この間、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が進み、格差は改善されつつありますが、人々の観念や意識のうちに潜在する心理的差別については、着実に解消に向けて進んでいるものの、依然として差別意識が解消していない状況となっています。

同和教育については、平成8年(1996年)、地域改善対策協議会が「差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割はきわめて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。」と指摘しています。

こうしたことから、本市では、同和問題の早期解決に向け、第4次行田市総合振興計画に位置付けられた「人権の理解と交流の促進」を目指し、これまでの成果を踏まえ、本市の同和教育のあり方について、平成16年(2004年)4月に基本方針を定めました。

その後、基本方針の策定から10年が経過した平成25年(2013年)11月に、社会情勢の変化や平成23年(2011年)3月の第5次行田市総合振興計画の策定を受け、同和教育基本方針

を改定しました。

そして、平成28年(2016年)12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。これら法制度の改正や社会情勢の変化に適切に対応するため、本基本方針をさらに改定するものです。

第2 同和教育の経過と現状

1 国・県における取組

同和対策審議会の答申を受け、昭和44年(1969年)に同和対策事業特別措置法が制定され、その後の法改正も含め、33年間にわたって行われてきた特別対策が、平成14年(2002年)3月をもって終了しました。しかし、平成8年(1996年)の地域改善対策協議会の意見具申では、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取組の放棄を意味するものではない。」と指摘し、さらに「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発事業の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築されるべきと考えられる。」と述べ、人権教育の重要な柱として同和教育を再構築する基本的な方針が示されました。

この意見具申を踏まえて、国は平成9年(1997年)に人権擁護推進審議会を設置し、2年間の調査審議を経た後、平成11年(1999年)7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」と題する答申をまとめました。この答申を踏まえて、国は平成12年(2000年)12月、「人

権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定公布され、人権教育は人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であると定義し、人権教育は学校・家庭・地域・職域その他の様々な場を通じて行うことを決めました。また、この法律を具体化するために、平成14年(2002年)3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育の中に同和教育を明確に位置づけ、今後の方針を示しました。

しかしながら、全国各地において、依然として差別意識や偏見に基づくと思われる結婚問題、行政書士等による戸籍謄本等の不正取得事件、インターネットの匿名性を利用した差別情報の掲載等が後を絶ちません。

このような状況を受け、平成28年(2016年)12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」こと、「部落差別は許されないものである」ことを明記するとともに、これを解消することが重要な課題であるとして、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

一方、埼玉県については、平成24年(2012年)3月に同和問題をはじめとする様々な人権課題や施策展開の方向性などを明らかにした人権施策の基本的な指針として、「埼玉県人権施策推進指針」を改定しました。その指針に基づき、平成25年(2013年)2月に人権教育実施の方向性を示した「埼玉県人権教育実施方針」を改定し、施策を推進してきました。

さらに、社会情勢等の変化を鑑み、平成30年(2018年)4月に「埼玉県人権教育実施方針」の一部を改定し、近年の情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化や、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について追記しています。

2 本市における取組

昭和57年（1982年）に地域改善対策特別措置法の施行を受けて、同和対策関係施策を効果的に推進するため、総合5ヵ年計画を策定し、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、社会福祉の増進等の諸施策を推進しながら同和地区における経済力の増進、住民の生活安定及び福祉の向上等を図りました。その後も同和問題の早期解決を市の重要課題に掲げ、総合振興計画や同和対策総合5ヵ年計画、行財政3ヵ年計画の中に位置づけ、各種施策を総合的、かつ計画的に推進してきました。

さらに、特別措置法終了後の同和対策事業について、平成15年（2003年）7月に、同和問題の解決に向けた今後の同和行政のあり方について「行田市同和行政の基本方針」が策定され、人権施策を実施してきました。なお、同和教育については、学校、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ、広く人権尊重の精神を培う人権教育を推進するため、平成16年（2004年）4月に「行田市同和教育基本方針」を策定しました。その後、平成25年（2013年）11月に社会情勢の変化に対応するよう同基本方針を改定しました。

また、関係機関として、昭和47年（1972年）に行田市同和教育推進協議会を設置し、市民を対象とした講演会や研修会、指導者養成講座、啓発資料の作成など積極的に同和教育を推進してきました。さらに、平成14年（2002年）には、名称を行田市人権教育推進協議会へと変更し、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向け、啓発活動を実施しています。

第3 同和教育の基本的方向

1 基本方針

本市は、これまでの同和教育の成果を踏まえ、同和問題の解決にとって教育の果たす役割が重要であるとの考えから、今後も、同和教育を人権教育の重要な課題の一つとして位置づけ、早期解決に向けた同和教育・啓発の取組を推進します。

2 同和教育の法的根拠等

(1) 同和教育の法的根拠

同和教育については「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月法律第147号)を根拠として推進します。

【抜粋】

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

さらに、「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月法律第109号)を根拠として推進します。

【抜粋】

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（２）同和教育推進の根拠

同和教育の推進については、人権教育及び啓発推進に関する法律第７条の規程に基づき国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」、「埼玉県人権施策推進指針」、「埼玉県人権教育実施方針」、「第５次行田市総合振興計画」、「行田市人権施策推進基本方針」、「行田市人権教育基本方針」を根拠とします。

第４ 学校同和教育のあり方

１ 就学保障について

特別措置法施行以前は、同和地区住民の多くは、貧困のために高校・大学などの教育を受ける機会が十分に保障されませんでした。そのため、学校同和教育は児童生徒の就学を保障することから始まりました。同和教育推進教員が中心となり、児童生徒・保護者・学校・教育委員会と連携を図り、一体となって推進してきました。その後、生活の安定が図られていくとともに、特別措置法に基づいた奨学金制度の利用などによって高校への進学は格段に向上し、就学保障という同和教育の目標は基本的に達成できました。

しかし、近年、不況による親の失業などによって進学を断念する生徒や、高校・大学を途中で退学しなければならない生徒が出るなど新たな問題が発生しています。

したがって、これからは、市内全生徒を対象にした就学保障の取組を積極的に進めることが必要であり、そのために本市は、市独自の就学金制度や支度金制度、国等の育成基金制度の積極的な活用に努めます。

2 学力保障について

集会所事業の小・中学生学級が今まで果たしてきた成果を踏まえながら、児童生徒一人ひとりに基礎・基本を習得させる等、学力保障に努めます。また、各学校では、授業の工夫・改善の研修を充実させることにより、知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成に努めます。

3 進路保障について

特別措置法施行以前は、部落差別に基づく身元調査や就職差別が見られ、同和教育は就職差別撤廃をはじめとした同和地区生徒の進路保障も目標に掲げてきました。学校同和教育の実施や企業における啓発活動の進展により、就職差別は次第に減少し、おおむね解消しました。しかし、一部においては未だ戸籍謄本の不正取得等の身元調査事件が発生しており、就職差別が根絶したとはいえない状況があります。

したがって、本市では企業内での研修会や人事担当者の研修会を各企業に働きかけ、身元調査の根絶を目指します。また、各学校におけるキャリア教育を充実させ、生徒全体を対象とした就職支援や進路保障、自立への取組を積極的に推進します。

4 同和問題学習について

特別措置法施行以前は、地域社会の中には同和地区に対する差別意識や偏見が存在しており、その影響を受けて児童生徒のなかにも同和地区に対する差別意識や偏見が見られたため、同和教育は同和問題の正しい理解のために行う学習として位置づけられました。そして、学校における同和教育の実施や成人を対象とした社会同和教育、啓発活動によって児童

生徒の差別意識や偏見は着実に減少してきました。

今後は、「人権感覚育成プログラム」を活用し、豊かな人権感覚の育成と人権意識の高揚を図り、あらゆる差別をなくしていく生き方のできる児童生徒を育成します。

また、小学校第6学年や中学校の社会科における身分制度の学習では、貧困史観から脱却し、「明るい展望に立った歴史学習」の視点で授業実践に取り組みます。

5 学校同和教育の推進体制の整備について

教育委員会では、学校同和教育の組織的・計画的推進を図るため、管理職に対する研修会や教職員としての資質や指導力の向上を図るための教職員研修会を実施してきました。また、各学校では、「人権教育は、同和問題をはじめとする人権問題の理解と解決に取り組むこと」という基本方針に沿って、人権教育の全体計画及び年間指導計画を立案し、人権教育推進計画に同和問題の解決を位置づけ、同和教育を推進してきました。

今後も、教職員一人ひとりの指導力の向上のため、管理職研修会や教職員研修会を実施するとともに、北埼玉地区人権教育研究集会への参加等を通して、指導者の養成に努めます。

また、「行田市小・中学校人権教育推進委員会」を充実させて、各学校の推進に寄与させるとともに、「行田市の人権教育」の編集や人権作文集、人権標語、人権ポスターなどの人権学習教材の開発・作成を進め、活用を図ります。

第5 社会同和教育のあり方

1 同和問題学習の推進について

特別措置法施行以前は、結婚や日常の交際などにおいて市民の中に同和地区に対する差別意識や偏見が広範囲にみられました。そのため、市民に対して同和問題を正しく理解するための研修会を行うことが大きな課題でした。

その後、人権意識の高揚を図るための講演会や研修会、地区別懇談会、映画会の開催や広報紙発行などによって差別意識や偏見も次第に減少してきました。

しかしながら、埼玉県が平成22年度(2010年度)に実施した「人権に関する意識調査」の結果から、結婚問題を中心に未だ同和問題が存在していることが明らかになりました。

そのために今後の同和教育は、特に差別意識の解消を目指した教育・啓発活動を中心に据えて取り組むことが重要となります。

そこで本市では、これまでの成果を踏まえて、①体験参加型の啓発手法を積極的に取り入れる、②DVDなどの視聴覚教材の有効活用を進める、③地域間での交流を図る、④基礎学習として差別の現実から学ぶ人権問題学習を取り入れる、⑤指導者の養成に努める、⑥えせ同和行為の排除などの改革を図りながら、同和教育を推進します。

2 地域住民の教育・文化の向上について

特別措置法施行以前は、同和地区住民は教育を受ける機会に恵まれず、教育・文化の面で周辺の地域との間に格差が見られました。このために、同和地区住民の教育と文化を取り戻すための教育・文化活動が社会同和教育の課題でした。

そこで本市では、社会同和教育の目標の一つに、地域住民

の教育・文化の向上を掲げ、集会所や隣保館を利用した様々な学級等を開設し、教育・文化の向上に努めてきました。

今後においては、これまでの成果を踏まえ、受講者の自主性を育てることや、内容の充実を図り、若年層も参加できるように工夫し、集会所・隣保館を活用した教育・文化活動を推進します。

3 仲間づくりを目指した集会所学級について

特別措置法施行以前は、同和地区と周辺地域との児童生徒の間では、交流が少ない現状がありましたが、集会所の小・中学生学級などに地区外の児童生徒が参加するようになったことをきっかけに、地域内外の交流が深まりました。

今後においても、集会所の小・中学生学級の特徴である異年齢による学習を通して、共に教え合い、助け合う心を育てる場とする「仲間づくり学級」へと移行し、地域内外の児童生徒を対象として、教科学習や人権学習、体験学習、スポーツなどの幅広い活動を行い、集団活動を通じて子どもたちの成長と発達を促進します。

4 交流の促進について

特別措置法施行以前は、同和地区と周辺地域の住民とは交流が十分ではありませんでした。そのため、地域内外の交流・連携が社会同和教育の目標として掲げられました。

その後、集会所・隣保館での学級活動や催し物への参加などを通して、地域内外の交流が図られました。

今後においては、集会所・隣保館での学級活動や人権教育に関する啓発事業、人権フェスティバル等への参加を通して、更なる交流の促進を図ります。

5 推進体制及び指導者の養成について

社会同和教育については、前述のような基本方針に沿って推進しますが、これを具体的かつ効果的に推進するため、教育委員会は学校教育、社会教育、各種関係機関及び団体から組織された行田市人権教育推進協議会と連携を図り、各種人権研修会や啓発活動を推進します。

また、人権教育及び同和教育を積極的に推進するため、適切な教材を整えるとともに、重要な役割となる指導者については、「人権教育指導者養成講座」にて育成に努めます。

6 関係機関等との連携について

国・県及び北埼玉3市で組織する人権教育推進協議会との連携を強化し、それぞれが保有する情報、教材、また研修会などの機会を積極的に活用し、人権教育・同和教育の効果的な推進を図ります。

第6 実効性の確保について

同和教育基本方針の実効性を確保するため、同和問題の早期解決に向け、具体的な事業を総合的・計画的に推進するため「行田市人権・同和行政及び人権・同和教育実施計画」を策定します。